



保 発 0331 第 10 号

平 成 26 年 3 月 31 日

地 方 厚 生 (支) 局 長
都 道 府 県 知 事 } 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について」の一部改正について

小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給については、平成 18 年 3 月 15 日保発第 0315001 号により取り扱われているところであるが、今般、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号)の改正が、平成 26 年 4 月 1 日より適用されることから、「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について」(平成 18 年 3 月 15 日付保発第 0315001 号通知)の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

2 を次のように改める。

小児弱視等の治療用眼鏡等について療養費として支給する額は、障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号)別表 1 購入基準中に定められた装具の価格の 100 分の 104.8 に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。

○小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について 新旧対照表

新	旧
小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について 1. (略) 2. 小児弱視等の治療用眼鏡等について療養費として支給する額は、<u>障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）別表 1 購入基準中に定められた装具の価格の 100 分の 104.8 に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。</u> 3. (略)	小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について 1. (略) 2. 小児弱視等の治療用眼鏡等について療養費として支給する額は、<u>児童福祉法の規定に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に対する基準（昭和 48 年厚生省告示第 187 号）別表 1 交付基準中に定められた年齢階層別の装具の価格の 100 分の 103 に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。</u> 3. (略)